平成２３年（フ）第７９６号
宮城県岩沼市桜４丁目８番１―102号、従前の住所宮城県名取市那智が丘１丁目16番地の５
債務者　眞壁由美子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町63番地　二十世紀第一ハイツ101号
債務者　中野美代子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１０号
千葉県松戸市小金清志町１丁目33番地の８メゾン柴野103号
債務者　境　瑠美子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３４号
福井県越前市文室町第104号50番地の１、申立時の住所金沢市黒田２丁目９番地３
債務者　谷口　昌弘
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３５８号
岐阜県関市武芸川町谷口1175番地３
債務者　藤川　英之
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４００号
岐阜県瑞穂市稲里670番地　シャルマンコーポ穂積201号
債務者　田村　典子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１２号
岐阜県羽島郡笠松町県町117番地
債務者　蒲　　由美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１６号
岐阜県郡上市八幡町稲成27番地４
債務者　長谷部千鶴
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２０号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋７丁目179番地
債務者　谷口　武夫
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２１号
岐阜市日野北３丁目４番８号
債務者　飯沼　泰子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９３号
名古屋市名東区香流１丁目601番地　レジデンス神の木202号
債務者　柿﨑　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４４号
名古屋市緑区細口３丁目708番地　パストラルエイト201号
債務者　髙木　　学
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０９号
神戸市中央区葺合町字蝉山１番地の７　熊内台セントポリア609号
債務者　大黒　一司
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目８番地の３第一ハイツ宮本201
債務者　中田　照子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目６番28号グリーンハウス203号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番16―502号
債務者　足立　珠美（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１８号
兵庫県尼崎市築地３丁目４番17―504号
債務者　荒瀬千代子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６号
鳥取県東伯郡北栄町亀谷64番地５
債務者　堀江　敬子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部